

# 須坂温泉株式会社の事業全部の賃貸に係る仕様書 正誤表

平成 29 年 6 月 15 日

須坂温泉株式会社  
須 坂 市

仕様書の内容に一部誤記がありましたので、お詫びして訂正いたします。

## 仕様書 P 2

誤
7 申請に際しての留意事項 (5) 提出書類の著作権 申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。なお、本事業において候補者の公表をおこなう場合、または賃貸人が必要と認める場合は、申請者の許諾をもって市は提出書類の全部又は一部を二次使用できるものとします。



正
7 申請に際しての留意事項 (5) 提出書類の著作権 申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。なお、本事業において候補者の公表をおこなう場合、または賃貸人が必要と認める場合は、申請者の許諾をもって <b>賃貸人及び</b> 市は提出書類の全部又は一部を二次使用できるものとします。

## 仕様書 P 4

誤
11 賃貸人による指定の取消し等 (1) 賃貸人は、借借人が次の各号のいずれかに該当する場合は、賃貸事業を取消す場合があります。 ア 関係法令に違反したとき。 イ 賃貸事業の履行の見込がないと認められるとき。 ウ その他、借借人が賃貸事業を継続することが適当でないと借借人が認めるとき。



正
11 賃貸人による <b>契約の解除</b> (1) 賃貸人は、借借人が次の各号のいずれかに該当する場合は、 <b>契約を解除する</b> 場合があります。 ア 関係法令に違反したとき。 イ 賃貸事業の履行の見込がないと認められるとき。 ウ その他、借借人が賃貸事業を継続することが適当でないと <b>賃貸人</b> が認めるとき。